

様式第4号(第5条第2項関係)

番 号
平成 年 月 日

不開示決定通知書

(開示請求者) 様

独立行政法人空港周辺整備機構理事長

平成 年 月 日付けで請求のありました文書の開示について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、その全部を開示しないことと決定しましたので、通知します。

記

1 開示請求のあった文書の名称

2 開示しないこととした理由

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、機構に対して異議申立てをすることができます。また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6ヶ月以内に、機構を被告として、福岡地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

○連絡先

独立行政法人空港周辺整備機構情報公開窓口

総務課

〒812-0013

福岡市博多区博多駅東2丁目17-5

TEL092-472-4591